

議会受付番号	鎌議第 1431 号
質問者	上島寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課・管財課、経営企画部行革推進課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

自治労連による鎌倉市政に関する悪質な改変問題の是正

2 質問の要旨

鎌議第 1191 号、第 1296 号の答弁を踏まえ質問する。自治労連第 34 回大会において資産税課芳賀秀友（現鎌倉市職員労働組合中央執行委員長）が発言したとされる「住民本位で効率的な予算運用は労使協議で検討して行くことを当局と確認」については、事実無根であり、自治労連は虚偽をあたかも事実かの如く流布したことになる。

- 1 大会事務局に対して、芳賀が発言した内容は事実ではなく、市政について誤解が生じる内容を軽々と職員が発言したことを「自治労連に訂正もしくは削除を要請しろ」と職員労組もしくは芳賀に要請すべきであると考えが如何か。（実際に自治労連の悪質な改変記事によって労使関係の馴れ合い、癒着関係にあると疑念が生じたことは事実であり、それによって先の鎌議第 1191 号、第 1296 号等の質問主意書が提出された事実を重く受け止めよ。）
- 2 万が一、鎌倉市職員労働組合や芳賀が事態の重大性を理解せず、誠意を以て対応しない場合には鎌倉市として自治労連に削除を求めるべきであると考えが如何か。
- 3 そもそも住民本位で効率的な予算運用について、職員団体如き鎌倉市職員労働組合（前委員長は改竄し市政の信頼を失墜している）と協議するなど、おこがましい限りである。予算運用について労使で検討する価値や必要があるのか。市長の考えは如何か。
- 4 鎌議第 1296 号では、正確を期し慎重な対応をするよう本人に求めていくとあるが、つまり、そもそもの自治労連第 34 回大会における芳賀の発言自体も誤解を与えるような発言であったと鎌倉市は捉えるのか。
- 5 このように市政に誤解を及ぼす悪質な改変をする自治労連に所属する鎌倉市

職員労働組合は市長が一般質問で答弁した通り、10月31日を以て追い出せるのか。

- 6 組合事務所は目的外使用に過ぎず、本来市民の為に存在する庁舎整理を早急に行うべきだ。10月中に退去しなければ、一般質問の答弁でもあったが計画に支障を及ぼすのではないか。計画への支障は何か。明らかにせよ。

3 答弁

- 1 市民の皆様には誤解を与えるような表現であり、労使関係に疑念を生じさせた事実を本人に伝えます。
- 2 芳賀職員の発言の趣旨が、自治労連に正確に伝わらなかったものであることから、当事者間で解決すべきものと考えます。
- 3 具体的な予算運用については、労使で協議し決めるものではありませんが、多方面から意見を聞くことについては必要なものと考えています。
- 4 自治労連第34回大会における職員の発言自体が誤解を与えるようなものだったのか、同大会に市は関わっていないことから判断はできません。
- 5 組合事務所については、現時点では、10月末まで目的外使用許可を出しており、それまでに移転するよう協議を進めています。
- 6 今議会で提案を予定している耐震診断改修設計等委託業務の補正予算では、旧図書館の耐震診断、耐震改修設計等を実施し、その後に子ども施設を建設することになるため、10月に退去しないことにより、計画に支障が生じることはありません。

しかし、解体予算を年度内に執行するためには、10月末までに明渡しが必要となることから組合事務所の移転に向けて、組合とは誠意をもって協議しているところです。